

給 与 規 程

社会福祉法人豊和会

第1章 総則

(目的及び適用範囲)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人豊和会就業規則第38条の規定により、職員の給与に関する取扱いについて定める。
- 2 前項の職員とは、就業規則第2条第1項に定める職員のうち期間の定めのない職員（以下「正規職員」という）をいう。
- 3 正規職員以外の職員の給与については、”労働条件通知書(雇入通知書)及び承諾書(契約書)”及びパート・期間限定雇用職員就業規則に定める。

(給与の種類)

- 第2条 職員の給与は、基本給及び第4章に定める手当並びに退職金とする。

(基本給表)

- 第3条 基本給表は別紙1、2とする。ただし、基本給表は必要ときに改定することがある。

(基本給表の適用)

- 第4条 基本給表別紙1は就業規則第2条に定める常時勤務する職員に適用し、基本給表別紙2は雇用契約書の基本賃金において、月給以外で契約した職員に適用する。
- 2 月給制の期間限定職員については、前項の別紙1を適用する。

(給与の締切及び支払日)

- 第5条 給与の締切期間は、前月1日から末日までの1ヶ月とし、その期間分を当月10日に支払う。ただし、当日が休日の場合にはその前日に支払う。

(給与の計算方法)

- 第6条 欠勤、遅刻、早退又は外出等により、所定の勤務時間の全部又は一部について業務に従事しなかった場合は、その従事しなかった時間に対する給与は基本給から当該日数又は時間分の賃金を控除する。
- 2 新たに採用された職員及び昇給した職員の給与は、発令の日から日割り計算による。月の途中での休職、退職の場合も同様とする。
- 3 日割りの計算の方法は、次のとおりとする。
- $$\text{基本給} \times 12 \div \text{年間所定勤務日数} = \text{日割り単価}$$
- $$\text{日割り単価} \times \text{実勤務日数} = \text{支給額}$$

(支払方法)

- 第7条 給与は、指定銀行口座に振込で職員にその全額を支給する。ただし、法令により定

めのあるもの及び職員の過半数を代表する者と書面により協定したものは、これを控除して支払う。

(非常時払い)

第8条 第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員又は遺族の請求があれば給与支払日前であっても既往の労働に対する給与を支給する。

- (1) 職員及び職員の扶養家族の結婚、出産、疾病、災害及びやむを得ない理由による1週間以上の帰郷
- (2) 職員が死亡し、解雇され、又は退職した場合
- (3) その他やむを得ない事情があると施設長が認めた場合

(休職期間の給与)

第9条 休職期間中の給与は支給しない。ただし、理事長が特別の事情があると認めた場合は、この限りではない。

第2章 基本給

(給与形態及び基本給)

第10条 職員の基本給は、月給制、日給月給及び日給制、時間給月給制とする。

(初任給)

第11条 学歴、能力、資格の有無及び職務内容等を勘案し、決定する。
2 職員となる前の職歴等の経験年数を勘案し決定する。

第3章 昇給

(昇給)

第12条 昇給は、基本給について行うものとし、法人の業績などを勘案し、原則として毎年4月に勤務成績等良好な者について行うことができる。
2 別に定める「職能資格制度規則」に基づき、職能資格級に格付けする。
3 職能等級に対する給与等級の目安は別紙3のとおりとし、昇給判定の参考とする。

(特別昇給)

第13条 勤務成績が優秀な場合等、理事長が必要と認めた場合は、特別昇給をさせることができる。

(昇給制限)

第14条 次の各号に該当する者に対しては、昇給させないことがある。

- (1) 休職中の者
- (2) 勤務成績又は勤務能力の極めて劣る者
- (3) 年間欠勤率10%以上の者

第4章 手当

(賞与)

第15条 賞与は、法人の業績などを勘案し毎年6月および12月に支給することができる。

- ・ 6月支給対象者：前年10月～当年3月までの査定期間に就労し、支給日に在籍した者(当年4月～5月は評価期間)
- ・ 12月支給対象者：当年4月～9月までの査定期間に就労し、支給日に在籍した者(当年10月～11月は評価期間)

- 2 支給額は、法人の業績、職員の勤務成績等を勘案して支給する。ただし、業績の著しい低下、その他やむを得ない事由がある場合は支給を延期し、又は支給しないことがある。

(資格手当)

第16条 介護福祉士の資格を有し、支給要件を満たすものに支給する。

資格	月額		要件
介護福祉士	介護職員	3,000円	・ 正職員 ・ 勤務延長契約者(フルタイム) ・ 期間限定雇用契約者(フルタイム)
	介護職員 以外	1,000円	・ 正職員 ・ 勤務延長契約者(フルタイム) ・ 期間限定雇用契約者(フルタイム)

(超過勤務手当)

第17条 法定労働時間を超えて就業させた場合には、手当として割増し賃金を支給する。

法定労働時間外	時間単価×1.25×法定労働時間外労働時間
深夜割増	時間単価×0.25×深夜勤務時間(22:00～5:00)

(休日勤務手当)

第18条 休日に法定労働時間を超えて就業させた場合には、手当として割増し賃金を支給する。

法定外休日勤務手当 時間単価×1.25×休日勤務時間

法定休日勤務手当 時間単価×1.35×休日勤務時間

休日勤務が深夜勤務時間におよんだ場合は、休日勤務手当の額に深夜割増を加算し支給する。

深夜割増 時間単価×0.25×深夜勤務時間(22:00～5:00))

2 ただし休日を他の日に振り替えた場合は、休日勤務手当は支給しない。

(通勤手当)

第19条 通勤距離片道2km以上の職員(パートタイム職員、期間限定雇用職員、定年後の再雇用職員含む)を対象とし限度額は28,000円とする。自家用車は1km当たり12.5円とし、公共交通機関は、片道運賃×2×通勤日数とし、定期券購入の場合は3ヶ月定期券以上について購入額を月数で割った1ヶ月当りの実費を通勤手当とする。

(休業手当)

第20条 使用者の責に帰すべき事由による休業の場合、休業期間中、当該労働者に、その平均賃金の100分の60の休業手当を支給する。

(時間帯別勤務手当)

第21条

① 夜間勤務手当

夜間勤務者には1回当たり6,000円(深夜割増含む)を支給する。

② 深夜勤務手当

深夜勤務者には1回当たり6,000円(深夜割増含む)を支給する。

(基準超過勤務手当)

第22条 早出・残業・休日出勤の合計時間が60時間を超えた場合、超過分を支給する。

基準賃金×0.25×60時間を超えた時間数

(職務手当)

第23条 担当する職務の困難度に対し、複雑性、責任度などを考慮し職務手当を支給する。施設長の評価推薦により理事長の承認をもって決定される。

職務手当と資格手当(介護福祉士)は個別に支給する。

	職 務	要 件 等	手当 (月額)
特養	ユニット サブリーダー	無資格	2,000 円
		介護福祉士、介護支援専門員	3,000 円
		ユニットリーダー研修終了	4,000 円
	ユニット リーダー	介護福祉士、介護支援専門員	5,000 円
		ユニットリーダー研修終了 ※1	10,000 円
特養	介護支援専門員	有資格者でありその職務にある者 (主任介護支援専門員有資格者含む)	5,000 円
	准看護師	看護師業務を職務とし、介護業務の支援を 可とする者	5,000 円
	正看護師		10,000 円
	栄養士	栄養士を職務とし調理業務も可とするもの	10,000 円
	管理栄養士		20,000 円
	調理師	調理師として実務経験 2 年以上、 または、実務経験が 4 年以上あり調理師資格を取得した者	10,000 円
通所・ 特養	生活相談員 ※2	介護福祉士（実務経験 3 年以上）	3,000 円
		社会福祉主事	5,000 円
		社会福祉士	10,000 円
通所	機能訓練指導員	専任者(准看護師・看護師の資格を有し、週 30 時間以上勤務するもの)	5,000 円
	介護リーダー	介護業務 10 年相当の経験と勤続 3 年以上の者	5,000 円

※ 1. 施設状況により特に必要と判断した場合は、無資格者であっても実務経験を評価し施設長推薦によりユニットリーダー研修を受講することができる。

※ 2. 特養において生活相談員と介護支援専門員を兼務するものは、各手当を支給する。

(待機手当)

第 2 4 条 看護師にあつて勤務日程表に待機日を指定され、予定どおり実施された時は待機手当として 1 回当たり 1, 0 0 0 円を支給する。

(褒賞金)

第 2 5 条 職員紹介制度にもとづき職員紹介者には褒賞金を賞与で支給する。

1) 《正職員未経験者 1 名紹介》

- ・採用に至り試用期間を経過した時 ・ ・ 1 万円
- ・更に 1 年以上(試用期間含む)就労した時 ・ ・ 2 万円

- 2) 《正職員経験者 1 名紹介(福祉施設又は訪問ヘルパー等 1 年以上)》
 - ・採用に至り試用期間を経過した時 ・ ・ 2 万円
 - ・更に 1 年以上(試用期間含む)就労した時 ・ ・ 2 万円
- 3) 施設が必要とする要件を満たすパート職員及び期間限定雇用職員を紹介し、採用に至り試用期間を経過した時 ・ ・ 1 万円
- 4) 紹介した職員が退職した場合は退職日をもって、1) から 3) の期間に達する前に退職届の提出があった場合は届出日をもって、褒賞金受給の権利を失する。

(介護職員等処遇改善加算)

第 26 条 介護職員等処遇改善加算を新処遇改善手当として支給する。

- 2 介護職員等処遇改善加算は、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある介護職員に重点的に配分するが、その他の職種への配分も認める。
経験・技能のある介護職員とは、介護福祉士の資格を有するとともに、勤続年数 10 年以上（他の法人等の経験も含める）の介護職員を基本とし技能のある者をいう。
- 3 介護職員等処遇改善加算総額の 2 分の 1 以上を毎月の手当として支給し、それ以外は、年 2 回の賞与で支給する。また、7 月から翌年 6 月までを 1 年とし処遇改善計画書に基づき、毎年個人の月額手当を決定し支給する。
- 4 職員の入退社により、毎月の手当の総額が加算総額の 2 分の 1 を下回る場合、または大幅に上回る場合は、施設ごとに手当の金額を見直すことができる。
- 5 兼務を除く本部職員と、介護や福祉職を兼務していない管理者・施設長は対象外とする。また清掃のみの介護補助員と宿直員も対象外とする。
- 6 中途採用職員は、翌月から支給するが月途中入社の場合は、日割り計算とする。
- 7 職種変更があった場合は、変更翌月から月額手当を見直すこととする。
- 8 介護職員キャリアパスは別紙 4 の通りとする。

第 5 章 退職金

(退職金)

第 27 条 職員の退職金は、法人が定める退職金規程の定めるところにより支給する

附 則

この規程は、平成２２年５月２７日から施行する。

この規程は、平成２３年８月１２日から施行する。

この規程は、平成２６年７月１日から施行する。

特別養護老人ホーム開設に伴い、法人統一規則として全面見直し

この規則は、平成２６年１２月２２日から施行する。

この規程は、平成２７年９月１日から施行する。

この規程は、平成２７年１２月１日から施行する。

この規程は、平成２７年１２月２３日から施行する。

県指導監査時の指摘により追加記載

この規程は、平成２８年２月１５日から施行する。

この規程は、平成２８年３月１日から施行する。

この規程は、平成２８年１２月１日から施行する。

手当等追記、賃金表改定により

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

この規程は、平成２９年９月１日から施行する。

第１７条調整手当廃止、非正規職員の時給賃金表の改定資格手当一覧追記

この規程は、平成２９年１１月１日から施行する。

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

この規程は、平成３０年１０月１日から施行する。

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

この規程は、令和２年１０月１日から施行する。

宮城県最低賃金変更により

この規程は、令和２年１１月１日から施行する。

第２８条 介護職員等特定処遇改善加算について追加記載

（中途採用職員、資格取得による配分グループ変更職員に対する特定加算支給は、令和２年４月１日にさかのぼり実施する）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

この規定は、令和４年４月１日から施行する。

（第２２条深夜勤務手当は令和４年３月１日にさかのぼり実施する）

この規程は、令和４年１０月１日から施行する。

宮城県最低賃金変更により

（別紙１ 正職員適用給与表、別紙２ 非正規社員の時給賃金表の改定）

第２９条 介護職員等ベースアップ等支援加算算定追加記載

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

（第２２条 夜間勤務手当・深夜勤務手当変更により）

この規定は、令和６年５月１日から施行する。

この規定は、令和６年９月１日から施行する。

この規定は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する

【正職員適用給与表】

令和6年5月1日 改定

号	1級 給与月額	2級 給与月額	3級 給与月額	4級 給与月額	5級 給与月額	6級 給与月額
1		161,500	182,200	216,700	234,100	254,200
2		162,600	184,000	218,700	236,300	256,400
3		163,200	185,700	220,600	238,400	258,600
4		164,900	187,400	222,600	240,600	260,800
5		166,600	189,200	224,700	242,900	263,000
6		168,300	191,000	226,800	245,100	265,200
7		170,000	192,800	228,800	247,400	267,400
8		171,600	194,600	230,900	249,600	269,600
9		173,300	196,400	233,100	251,700	271,800
10		174,400	198,200	235,200	253,800	274,000
11		175,100	199,900	237,400	255,800	276,200
12		176,900	201,600	239,500	257,900	278,400
13		178,600	203,700	241,700	260,000	280,700
14		180,400	205,600	243,900	262,100	282,900
15		181,900	207,600	246,100	264,200	285,200
16		183,300	209,500	248,300	266,300	287,400
17		184,800	211,800	250,400	268,400	289,700
18		186,200	213,400	252,500	270,500	292,000
19		187,500	215,300	254,500	272,600	294,200
20		188,800	217,200	256,600	274,700	296,500
21		190,100	220,000	258,700	276,800	298,800
22		191,400	221,000	260,800	278,900	301,100
23		192,700	222,900	262,800	281,000	303,300
24		194,100	224,800	264,900	283,100	305,600
25	156,600	195,400	226,600	266,900	285,200	307,900
26	158,100	196,700	228,400	268,900	287,300	310,200
27	159,600	198,000	230,200	270,900	289,300	312,400
28	161,100	200,000	232,000	272,900	291,400	314,700
29	162,600	200,500	233,800	274,900	293,500	317,000
30	163,700	201,800	235,600	276,900	295,500	319,300
31	164,800	203,000	236,800	278,900	297,600	321,600
32	165,900	204,200	238,400	280,900	299,600	323,900
33	167,000	205,300	239,900	282,900	301,600	326,200
34	167,900	206,500	241,500	284,800	303,700	328,400
35	168,800	207,600	243,000	286,800	305,700	330,700
36	169,700	208,700	244,500	288,700	307,700	332,900
37	170,600	209,700	246,000	290,600	309,700	335,200
38	171,400	210,800	247,600	292,500	311,700	337,500
39	172,200	211,900	249,100	294,300	313,600	339,700
40	172,900	213,000	250,600	296,200	315,600	342,000
41	173,700	214,000	252,000	298,000	317,400	344,200
42	174,400	215,100	253,300	299,800	319,300	346,500
43	175,100	216,200	254,700	301,500	321,100	348,700
44	175,700	217,200	256,000	303,300	322,900	350,900
45	176,400	218,300	257,300	305,000	324,700	353,100
46	177,100	219,300	258,700	306,800	326,500	355,300
47	177,800	220,300	260,000	308,500	328,300	357,500
48	178,400	221,300	261,300	310,200	330,100	359,700
49	179,100	222,300	262,600	311,900	331,900	361,800
50	179,800	223,300	263,900	313,600	333,700	363,900

【非正規職員の時給賃金表】

令和6年5月1日 改定

号	時給
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	930
16	940
17	950
18	960
19	970
20	980
21	990
22	1,000
23	1,010
24	1,020
25	1,030
26	1,040
27	1,050
28	1,060
29	1,070
30	1,080

号	時給
31	1,090
32	1,100
33	1,110
34	1,120
35	1,130
36	1,140
37	1,150
38	1,160
39	1,170
40	1,180
41	1,190
42	1,200
43	1,210
44	1,220
45	1,230
46	1,240
47	1,250
48	1,260
49	1,270
50	1,280
51	1,290
52	1,300
53	1,310
54	1,320
55	1,330
56	1,340
57	1,350
58	1,360
59	1,370
60	1,380

号	時給
61	1,390
62	1,400
63	1,410
64	1,420
65	1,430
66	1,440
67	1,450
68	1,460
69	1,470
70	1,480
71	1,490
72	1,500
73	1,510
74	1,520
75	1,530
76	1,540
77	1,550
78	1,560
79	1,570
80	1,580
81	1,590
82	1,600
83	1,610
84	1,620
85	1,630
86	1,640
87	1,650
88	1,660
89	1,670
90	1,680

《参考》

【職能等級に対する給与等級目安】

職能	等級	職能資格	等級定義	給与等級目安
管理職能 [3]	3	施設長格	・理事会の方針に基づき施設の経営・運営能力ができる能力を有する。 ・施設を経営・運営するものとしてのレベルの知識と職務遂行能力を有する。	6
	2	施設長補佐格	・施設の経営・運営方針に基づき施設長を補佐できる能力を有する。 ・施設内の管理者として高度な知識と職務遂行能力を有する。 ・施設内の統括、調整、決定が完全に出来る能力を有する。 ・施設の業務に関し、新たな行事や支援サービス等の開発が完全にできる能力を有する。	5、4
	1	課長格	・施設の事業方針に基づき上司を補佐できる能力を有する。 ・各組織を取り纏め、統括する知識と職務遂行能力を有する。 ・施設の業務に関し、新たな行事や支援サービス等の開発ができる能力を有する。	4、3
中間指導職能 [2]	2	係長格	・施設の事業方針に基づき上司を補佐できる能力を有する。 ・係に準ずる組織の責任者としての知識と職務遂行能力を有し、組織の指導と調整ができる能力を有する。 ・施設の業務に関し、行事や支援サービス等の企画ができる能力を有する。	3
	1	主任格	・施設の事業方針に基づき上司を補佐できる能力を有する。 ・担当する組織の責任者としての知識と職務遂行能力を有し、組織の指導と調整ができる能力を有する。 ・他の係やグループに準ずる組織との連携調整が出来る。 ・施設の業務に関し、行事や支援サービス等の企画ができる能力を有する。	
一般職能 [1]	3		・上司や先輩の職員を補佐できる能力を有する ・組織内の熟練業務・判断業務を遂行できる知識と職務遂行能力を有する。 ・後輩の指導ができる能力を有する。	2
	2		・上司や先輩の職員を補佐できる能力を有する。 ・組織内の定型業務を遂行できる知識と職務遂行能力を有する。	
	1		・組織内の補助業務を遂行できる知識と職務遂行能力を有する。 ・指示された事を正確に遂行できる。	1

【介護職員キャリアパス】

職位	対応役職	職責（役割）	職務内容	求められる能力	任用の要件		給与 基本給・処遇改善手当
					必要経験年数	資格の目安	
管理職	施設長・ 管理者	施設の運営責任を負う 高度な業務の遂行 施設の統括 職員への指導・育成	- 施設の運営方針の立案、明示、進捗管理 - 管理職育成 - リスクマネジメント - 地域、他事業所、多職種との連携、協力業務 - 計数管理 - 勤怠管理	- 施設運営管理能力（経営の安定と改善） - 職員への指導力、育成力 - 危機管理能力	約10年以上	施設長に要する認定、免許等 介護支援専門員 社会福祉士 社会福祉主事 介護福祉士	常勤 241,700 円～
		副施設長 施設長への指導・育成	- 管理職の補佐、不在時の代理、欠員時のサポート - 職員の指導、育成 - リスクマネジメント - 地域、他事業所、多職種との連携、協力業務 - 計数管理 - 勤怠管理	- 施設運営管理能力（経営の安定と改善） - 職員への指導力、育成力 - 危機管理能力	約8年以上	介護支援専門員 社会福祉士 社会福祉主事 介護福祉士	常勤 230,900 円～
上級職	ユニット リーダー	高度な業務の遂行 職員への指導・育成	(初級職、中級職業務に加えて) - 他の職員への指導、育成 - ユニット内の問題解決、業務改善	- 複雑な判断を要する業務を遂行できる - 標準的な課題についてユニットをまとめ問題解決にあたる - 下級者に指導できる	約5年以上	ユニットリーダー研修終了 介護福祉士 実務者研修終了 社会福祉主事	常勤 200,000 円～
中級職		通常の介護業務 職員への助言	(初級職業務に加えて) - サービスの業務改善 - 他の職員への助言	- 比較的高度な知識と経験を要する業務を遂行できる - 業務の改善や問題解決を実践できる - 下級者に助言できる	約3年以上	介護福祉士 実務者研修終了	常勤 179,600 円～
初級職		通常の介護業務	- 上位者の協力を得ながらの基本介護 - 適切な観察、記録、報告等 - 外部研修への参加	通常の介護業務に精通し、上位者の協力を得ながら、日常の定型業務を遂行できる	約3年未満	初任者研修終了 認知症基礎研修終了	常勤 166,600 円～ 164,800 円～